

## 「新幹線災害時における東京消防庁と鉄道事業者との連携に関する覚書」の締結について

東京都では、昨年8月に、在来線における人身事故及び火災等の鉄道災害発生時において、安全かつ迅速な消防活動と列車運行の早期復旧を図るため、都内の消防本部、鉄道事業者と覚書を締結いたしました。

このたび、新幹線における鉄道災害発生時の対応等について、下記のとおり覚書を締結しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 覚書の概要

##### (1) 目的

新幹線の路線における人身事故及び火災等の鉄道災害が発生又は発生のおそれがある場合に、東京消防庁と鉄道事業者が相互に連携・協力して、安全かつ迅速な消防活動と新幹線運行の迅速な復旧を目的としています。

##### (2) 覚書締結者

- ① 東京都
- ② 東京消防庁
- ③ 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社

##### (3) 覚書の内容

緊急通報、指定連絡先、現場責任者の派遣、情報共有、現場活動、事前対策、訓練等

新幹線は、軌道内への入り口が限られ門扉で閉鎖されているため、駅間で災害が発生し、緊急に消防隊が線路内へ進入する必要がある場合には、鉄道事業者の了承を得て、消防隊が進入口の門扉を開放することができることとしました。

また、新幹線は踏切がないため、在来線で取り決めた踏切閉鎖等の相互連絡については除外しています。

#### 2 覚書締結日

平成19年10月1日

問合せ先

総務局総合防災部防災管理課 (直通) 5388-2457 (内線) 電話 25-041  
情報統括担当 (直通) 5388-2565 (内線) 電話 25-160